

第22回 不法行為：使用者責任ほか

2015/12/28

松岡 久和

【特殊の不法行為の概観】(309-310頁)

1 民法上の特殊の不法行為

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①他人の監督責任類型(714・715条) | 立証責任の転換(中間責任) |
| ※716条は709条の原則通りの責任を認める注意規定 | |
| ②物の管理責任類型(717・718条) | 中間責任と無過失責任 |
| ③複数主体の責任競合類型(719条) | 因果関係の擬制や推定 |

2 特別法上の不法行為

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①失火責任法 | 責任の緩和・軽過失免責 |
| ②国家賠償法 | 715・717条に対応する国等の責任 |
| ③自動車損害賠償保障法 | 中間責任 |
| ④製造物責任法 | 中間責任 |

【他人の監督責任類型】

1 責任無能力者の監督者責任(714条。310-312頁)

Case 22-01 A(11歳)が花火を無茶なやり方で振り回し、一緒に遊んでいたX₁に火傷をさせたほか、X₂の農機具小屋を半焼させてしまった。Aの両親YらはXらに対して責任を負うか。Aが13歳であった場合は違いがあるか。

(1) 意義・性質

- ・ 補充的代位的責任、中間責任(過失および因果関係の推定)

(2) 議論のポイント

- ・ 直接の加害行為が違法であることが必要
判例 最判昭37・2・27民16巻2号407頁(鬼ごっこ事件：適法な行為には親の責任もない)
- ・ 監督義務の二重性
 - ① 個別具体的な加害防止義務
 - ② 包括的一般的な身上監護義務—この免責立証は至難
- ・ 身上監護型義務者と代理監督義務者の義務程度の違いと両者の重複
例 学校事故の場合の親と学校の責任
- ・ 因果関係の特殊性：上記の間接的な義務違反から加害が通常生じるとはいえない
- ・ 責任能力ある未成年者の行為についての親の責任≒714条責任に類似
判例 P356(中学生殺害事件：709条の直接適用による責任肯定例)
P357(19歳少年院退院者強盗傷害事件・責任否定例←父母の影響力の限定性・保護観察上の義務遵守確保に適切な手段の不存在・犯行の具体的予測可能性の欠如)
- ・ 軽過失免責のある失火責任法では重過失の有無は監督義務者について判断
判例 P358(責任無能力の未成年自身の重過失を問題にした原審判断を破棄差戻)

2 使用者責任(715条。312-314頁)

Case 22-02 Y銀行のパートタイムの外交職員Aは、存在しない金融商品の購入を高齢の顧客Xらに販売し、証書等を偽造して受領金銭を横領し、海外に逃亡した。Y銀行はXらに対して責任を負うか(角田光代『紙の月』と吉田大八の同名映画を参照)。

(1) 意義・性質

- ・ 代位責任的要素+自己責任的要素：(報償責任+危険責任)
- ・ 中間責任の形式と無過失責任の実質←免責立証の厳格化

(2) 議論のポイント

- 要件：①指揮監督関係、②事業の執行についての加害、③第三者への加害、④被用者の不法行為要件の充足一代位責任構成と親和的
- ①の指揮監督関係は事実上のもので足りる。自主独立の者に対しては指揮監督関係がない（716条参照。下請人は「被用者」たりうる）。永続性・営利性・適法性も不要
 - 判例** P359（暴力団抗争警察官誤射事件－威力利用による資金獲得活動につき組長の支配有）
- ②の事業の執行については加害の客観的で密接な職務関連性
 - 「に際して」>「について」>「のため」の順に広狭の違い？
 - 外形標準説**：加害行為が外形上職務権限内のものであればよい
 - 判例** 大連判大15・10・13民5巻785頁（庶務課長株券偽造事件：一体不可分説から転換）
 - P361（会計係手形偽造事件：職務関連性＋権限外行為の容易な状況）
 - 最判平15・3・25判時1826号55頁（郵便局員保険契約者貸付詐欺事件：否定例）
 - (a) 取引的不法行為における意義：表見代理制度との機能分担－信頼保護
 - 判例** P362（融通手形割引斡旋事件：被害者に悪意・重過失があれば免責可能）
 - (b) 事実的不法行為における意義：（広義の）支配領域性
 - 判例** P360（業務用ジープ無断使用事件：外形上職務行為に属すれば足りる）
 - P363（自家用車出張事故事件：否定例－自家用車利用許容も黙認もなし）
 - 最判平4・10・6民11巻4号646頁（応援団員下級生暴行致死事件）
- 使用者の求償権は制限傾向←労働環境問題・自己責任の理解。**逆求償**には議論有
 - 判例** P365（タンクローリー臨時乗務事件：「信義則上相当と認められる限度」。1/4に制限）
- 被用者以外に加害者がいる場合や複数使用者間でも求償が肯定される。
 - 判例** P375（烏丸通タクシー自家用車接触事件：共同不法行為者間では過失割合により求償でき、一方加害者の使用者は被用者と一体として求償義務を負う）
 - P376（クレーン車貸借事件：複数加害者の各使用者間は直接の加害者の過失割合により、ある加害者の共同使用者間は加害行為の態様・事業執行との関連性の程度・指揮監督の強弱などを考慮して、求償できる）
- 被用者と使用者の責任：**不真正連帯責任**（この詳細は共同不法行為の回に譲る）

(3) 他の責任との競合・関連

- (a) 法人自身の不法行為責任（709条）、理事等の行為に対する責任（一般法人78・197条）
 - ・組織体としての過失論の意味
- (b) 714条の責任との分担関係による責任能力判例年齢の操作（既出・略）
- (c) 軽過失免責のある失火責任法では重過失の有無は失火者について判断
 - 判例** P364（風呂屋ボイラー失火事件：選任監督についての重過失を要しない一代位責任）

3 国家賠償責任(1)－国賠1条

(1) 意義

- ・国家無答責の原則からの脱却

(2) 715条責任との違い

- ・公権力の行使を伴う職務執行（学校事故なども含む）
- ・違法性要件の明記←権利侵害から違法性へ
- ・選任監督上の無過失立証による免責の余地なし
- ・軽過失の加害公務員本人は直接責任を負わず（判例・通説）、求償も受けない（2項）。
- ・費用負担者の責任分担（国賠3条）